



公 告

真志喜中学校校舎増改築工事（建築第1工区及び第2工区）について、下記のとおり建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）において施工することとしたので、宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱（平成15年宜野湾市告示第77号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき公示します。

入札に参加する意志のある企業は、共同企業体を自主結成の上、所定の手続きをして下さい。
なお、共同企業体名は「企業名・企業名建設工事共同企業体」とします。

平成22年7月9日

宜野湾市長 伊波 洋



記

1 工事の概要

[第1工区]

- (1) 工 事 名 真志喜中学校校舎増改築工事（建築第1工区）
- (2) 工事場所 宜野湾市真志喜三丁目19番1号
- (3) 工事概要 構 造：鉄筋コンクリート造 地上3階建
延べ床面積：約6,266㎡
- (4) 工期予定 契約締結の翌日から平成24年1月31日まで
- (5) 工事種類 建築一式工事

[第2工区]

- (1) 工 事 名 真志喜中学校校舎増改築工事（建築第2工区）
- (2) 工事場所 宜野湾市真志喜三丁目19番1号
- (3) 工事概要 構 造：鉄筋コンクリート造 地上3階建
延べ床面積：約4,235㎡
- (4) 工期予定 契約締結の翌日から平成24年1月31日まで
- (5) 工事種類 建築一式工事

2 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体の結成要件

- ア 構成員数は、2者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）と代表者以外の構成員の組合せとする。
- イ 共同企業体の結成は、自由意志による自主結成方式とする。

ウ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。なお、構成員の最小出資比率は30パーセント以上とする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件（以下に掲げる要件のすべてを満たしていること。）

ア 基本要件

- 1) 宜野湾市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格を有すること。
- 2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有してからの営業年数が3年以上であること。
- 3) 工事規模にかかわらず当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- 4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格者を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

イ その他の要件

- 1) 共同企業体は、以下に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ア) 市内に本店を有する構成員からなる共同企業体
 - イ) 市内に本店を有する構成員と市外に本店を有する構成員からなる共同企業体
- 2) 共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として各構成員が対等の立場で、一体となって施工するものでなければならない。
- 3) 構成員は、同一工事において2以上の共同企業体の構成員として共同企業体を結成することはできない。
- 4) 構成員の構成は、当該工事業種における宜野湾市建設工事等指名競争入札参加資格格付において、最上位等級に属する者又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合せとする。
- 5) 共同企業体の代表者は、最上位等級に属し、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(3) その他必要な事項は、要綱による。

3 申込書類

(1) 本入札の参加希望者は、要綱第5条の規定による建設工事共同企業体結成届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を1部提出すること。

(2) 添付書類（各1部）

ア 経営事項審査結果通知の写し

イ 技術職員有資格者名簿及び資格者証の写し

(3) 届出書の様式データは、宜野湾市ホームページのお知らせ又は各課一覧より教育委員会教育部施設課のページからダウンロードして下さい。（※窓口では配布しておりませんのでご了承下さい。）

4 公示に関する問い合わせ先

宜野湾市教育委員会 教育部 施設課 施設係

電話連絡先：０９８－８９３－４４１１（内線３８５・３８６）

担 当 者：中本・我那覇

5 届出書の申込受付期間等

（１）申込受付期間 平成２２年７月９日（金）から平成２２年７月２３日（金）まで

及 び 時 間 午前８時４５分から１１時４５分まで

午後１時１５分から午後４時４５分まで（ただし、土日、祝祭日を除く。）

（２）申込受付場所 宜野湾市野嵩一丁目１番１号

宜野湾市 総務部 契約検査課（本庁３階）

電話連絡先：０９８－８９３－４４１１（内線４２７・４２８）

（３）提 出 方 法 申込書類は、直接持参するものとする。

6 その他

（１）申込書類の提出で必ずしも入札指名業者とはならない。

（２）申込書類の作成にかかる費用は、申込者の負担とする。

（３）提出された書類は、この公示に係る目的以外には使用しない。

（４）提出された書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置をすることがある。